

中央教育審議会大学分科会 質保証システム部会

令和2年9月28日
聖徳大学短期大学部
学長 川並弘純

中央教育審議会答申（平成30年11月26日）「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」において、「地域における必要な高等教育機関としての教育の質を高めることが重要」であることや「大学制度における短期大学の位置付けの再構築」を検討する必要性が提言されている。

加えて、COVID-19、いわゆる新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、Society5.0に対して自律的、主体的に行動できる者を輩出すべく、教育内容や方法の再構築を模索している最中にニューノーマルと言われる生活様式が求められるようになった。

そのような観点から、質保証システム部会で検討いただきたく、いくつかの提言をしたい。

1. グローバル化に合わせた短期大学の名称変更
 - ・大学（前期課程）
 - ・大学（2年制・3年制）
2. 短期大学の学位の名称の変更
 - ・准学士
3. 短期大学の専攻科の学士の学位授与機関化
 - ・学術専攻課程（仮称）
4. 認証評価により評価結果に基づき評価期間の延長
5. 大学ポートレートの積極的活用
6. オンライン教育への取り組みを検証し、必要に応じてオンラインでの授業の取得単位の上限の緩和

高等教育の質保証と国際通用性について

(学校教育法上)

大学	学校教育法第一条・第八十三条
大学院	学校教育法第一条・第九十七条
短期大学	学校教育法第一条・第一百八条
高等専門学校	学校教育法第一条・学校教育法第一百五条
〔参考〕専修学校	学校教育法第二百二十四条

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第二百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

(機関、英語表記)

大学	University, College, Institute
大学院	Graduate School
短期大学	Junior College, College, Community College
高等専門学校	National College of Technology Technical College
〔参考〕専修学校(4年制)	Specialized Training College (文科省指定)
専修学校	Specialized Training College (文科省指定)
(※) 専門学校	Professional Training College (文科省指定)

(学位、称号)

大学	学士(学位)(認証評価)
大学院	修士・博士(学位)(認証評価)
短期大学	短期大学士(学位)(認証評価)
高等専門学校	準学士(称号)(認証評価)
〔参考〕専修学校(4年制)	高度専門士(称号)
専修学校	専門士(称号)

(学位、称号の英文名)

大学	Bachelor's degree (国際通用性)
大学院	Master's degree (国際通用性)
	Doctor's degree (国際通用性)
短期大学	Associate degree (国際通用性)
高等専門学校	Associate degree (国際通用性)
〔参考〕専修学校(4年制)	Advanced diploma (文科省指定)
専修学校	Diploma (文科省指定)

(編入等の可否)

	大学 (編入)	大学院 (受験)
大学	—	○
短期大学	○	—
高等専門学校	○	—
〔参考〕専修学校(4年制)	—	○
専修学校	○	—